

(旧) 大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 87

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 234

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、(旧) 大阪市立大学特定職員就業規則 (以下「(旧) 特定職員就業規則」という。) 第 33 条の規定に基づき、特定職員 ((旧) 特定職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する特定職員をいう。以下同じ。) の勤務時間、休日及び休暇等を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定有期雇用教職員 大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する特定有期雇用教職員をいう。
- (2) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程 大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (3) 短時間勤務教職員 大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する短時間勤務教職員をいう。
- (4) 短時間勤務教職員勤務時間等規程 大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (5) 特別養子縁組の監護期間中の子等 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の監護期間中の子、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親 (以下「養子縁組里親」という。) に委託されている子及び児童福祉法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親で養子縁組里親に準じる者に委託されている子をいう。

(法令との関係)

第 3 条 特定職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。) その他の法令の定めるところによる。

(日、週の定義)

第 4 条 この規程において、日は、特段の定めがない限り、0 時に始まり翌 0 時に終わる 24 時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる 7 日間を指すものとする。

第 2 章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第5条 特定職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前8時45分

終業時刻 午後5時15分

2 前項の規定にかかわらず、(旧)大阪市立大学特定職員の再雇用に関する規程第2条第3項に定めるパートタイム再雇用特定職員(以下「パートタイム再雇用特定職員」という。)の勤務時間は、1日当たり7時間45分以内及び1週間当たり37時間30分を超えない範囲において、個人別に定める。

3 業務の都合その他やむを得ない事情により、前2項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

(休憩時間)

第6条 特定職員の休憩時間は、正午から午後0時45分までとする。

2 業務の都合上、45分の休憩時間を別に割り振ることがある。

3 前2項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間以下のパートタイム再雇用特定職員について、業務上必要がある場合は、休憩を与えないことがある。

(休日)

第7条 次に掲げる日は特定職員の休日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(休日の振替)

第8条 業務上必要がある場合は、前条に規定する休日を、あらかじめ当該週の別の日に振り替えることがある。

第3章 勤務時間の特例

(一般の特定職員と異なる勤務時間)

第9条 別表第1に掲げる部署及び職種に該当する特定職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定にかかわらず、同表に定めるとおりとする。

(1ヶ月単位の変形労働時間制)

第10条 別表第2に掲げる部署及び職種に該当する特定職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定にかかわらず、同表に定めるとおりとする。

2 前項の適用にあたっては、同表「各勤務の割振の基本的な考え方」欄に定める考え方に従って、毎月1日から末日までの1月を平均し、週38時間45分を超えないように各勤務及び休日の割振(以下「勤務シフト」という。)を行う。

3 各月の勤務シフトは、前月の末日までに部局の長が作成し、当該特定職員に通知するものとする。

4 前2項に定めるほか、業務上必要と認める場合については、労基法第32条の2に定め

る協定により、1月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を第2章の規定とは異なる定めをすることがある。

- 5 業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。
- 6 業務上必要がある場合には、第1項から第4項までの規定により割り振られた休日を、あらかじめ当該週の別の日に振り替えることがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第11条 特定職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

第4章 時間外、深夜、休日勤務

(時間外、休日の勤務)

第12条 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は休日に勤務を命じることがある。

- 2 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める時間（以下「法定労働時間」という。）を超えた時間又は同法第35条に定める休日（以下「法定休日」という。）に勤務を命じることがある。
- 3 3歳に満たない子（特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。以下この条について同じ。）の養育又は家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う特定職員が、当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するために請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。
- 4 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う特定職員が、当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するために請求をした場合は、法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。
- 5 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う特定職員が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）の業務には従事させない。

(時間外勤務等における休憩時間)

- 第13条 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間（第6条の休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。
- 2 前条第1項の規定により休日に勤務を命じる場合に1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分、8時間を超えるときは1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

る。

(非常災害時の勤務)

第14条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、前条の規定にかかわらず、臨時に所定の勤務時間を超え又は第7条の休日に勤務を命じることがある。

2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

第5章 勤務しないことの承認

(勤務しないことの承認)

第15条 特定職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長からの承認を得て、第2章及び第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に勤務しないことができる。この場合、(旧)大阪市立大学特定職員給与規程（以下「(旧)給与規程」という。）に定めるところにより、給与を減額しないものとする。

- (1) 研修を受ける場合 必要と認める期間又は時間
- (2) 厚生に関する事項についての計画の実施に参加する場合 必要と認める期間又は時間
- (3) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（当該労働協約により給与を減額しないで活動を行う定めをしているものに限る。） 必要と認める期間又は時間
- (4) 公立大学法人大阪教職員兼業規程により理事長の許可を得て、兼業する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。） 必要と認める期間又は時間
- (5) 法人又は法人以外のものの主催する講演会等において、学術等に関し、講演等を行う場合 必要と認める期間又は時間
- (6) その職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合 必要と認める期間又は時間
- (7) その職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合 必要と認める期間又は時間
- (8) 人工透析を受ける必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1回につき4時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (9) 4月1日（以下「基準日」という。）において次のいずれかに該当する特定職員が、心身の活力の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められる場合
ア 年齢 45歳以下かつ勤続 20年の者又は勤続 20年未満かつ年齢 45歳の者
イ 年齢 55歳以下かつ勤続 30年の者又は勤続 30年未満かつ年齢 55歳の者
基準日から翌年3月31日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (10) 特定職員が本法人の敷地内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合 必要と認める時間

- (11) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由があると認める場合
必要と認める期間又は時間
- 2 前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長からの承認を得て、所定の勤務時間に勤務しないことができる。この場合、(旧)給与規程に定めるところにより、給与を減額するものとする。
- (1) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（前項に該当する場合を除く。） 必要と認める期間又は時間
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、短期大学、大学又は大学院（夜間に授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に限る。）に通学する場合
所定の時間の終わりにおいて1回につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (3) 通勤事情等により、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。）を養育するために、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（当該特定職員以外にこれを行う者がいない場合に限るものとし、第25条第1項第15号の規定による特別休暇を取得している者及び大阪市立大学特定有期雇用教職員等の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第15条の規定により1時間30分を超える育児部分休業を取得している者を除く。） 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて30分を超えない範囲内で必要と認める時間
- (4) 通勤事情等により、小学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設及びこれに類する施設にその子（特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。）を送り届け又は出迎えに赴くため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（当該特定職員以外にこれを行う者がいない場合に限る。） 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいてそれぞれ60分を超えない範囲内で必要と認める時間
- (5) 通勤事情等により、疾病若しくは負傷により日常生活に支障がある親族を看護するため、又は高齢により日常生活に支障がある父母（配偶者の父母含む。）を介護するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて30分を超えない範囲内で必要と認める時間
- (6) 病気休職から復職する特定職員に関して、復職後、一定期間勤務時間を短縮する必要があると認められる場合 職場復帰した日以降1月（産業医等の意見を踏まえ、理事長が特に必要と認める場合は、職場復帰した日から3月を限度として延長することができる）の間において、1日につき所定の勤務時間の始めから又は終わりまで引き続く4時間30分を超えない範囲内で必要と認める時間
- (7) その他理事長が勤務しないことがやむを得ない特別の事由があると認める場合
必要と認める期間又は時間
- 3 前項の規定にかかわらず、1時間単位の年次有給休暇を取得する場合には、それ

に引き続いて前項第2号から第5号までに掲げる事由により勤務しないことは承認しない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、育児介護休業規程第10条に定める育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている者について、当該育児短時間勤務の期間中の1日の所定の勤務時間が通常の特定制員よりも短い日においては、同項第2号から第5号までに掲げる事由により勤務しないことは承認しない。

第6章 休暇

（休暇）

第16条 特定制員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

（年次有給休暇）

第17条 年次有給休暇は、1の年度（次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める期間をいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は、1の年度において、20日とする。

(1) 次号に掲げる特定制員以外の特定制員 4月1日から翌年の3月31日まで

(2) 特定制員となる前日に引き続く特定有期雇用教職員又は短時間勤務教職員の期間がある特定制員 これらの期間（さらにその前に引き続く特定制員、特定有期雇用教職員又は短時間勤務教職員の期間がある場合は当該期間を含めた期間。）の始期において、本条、特定有期雇用教職員勤務時間等規程第21条又は短時間勤務教職員勤務時間等規程第20条により決定された期間

2 前項の規定にかかわらず、新たに特定制員となった者のその年における年次有給休暇の日数は、別表第3のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をしている者の年次有給休暇の日数は、1の年において、育児短時間勤務中の勤務形態に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 週の所定の休日が通常の特定制員と同じ勤務形態 20日

(2) 育児介護休業規程第10条第1号ウの勤務形態 12日

(3) 育児介護休業規程第10条第1号エの勤務形態 11日

(4) 育児介護休業規程第10条第2号の勤務形態 4日に育児短時間勤務の期間中の週の所定の勤務日数を乗じて得た日数を基本とし理事長が定める日数

4 第1項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用特定制員の年次有給休暇の日数は、別に定める。

（年次有給休暇の単位）

第18条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

2 前項にかかわらず、パートタイム再雇用特定制員については、1日の所定勤務時間が固定されており、かつ4時間以上であるものに限り、年次有給休暇を半日又は1時間単位で取得できる。

（半日単位の年次有給休暇）

第 19 条 前半日の年次有給休暇を取得したときの勤務開始時刻は、終業時刻から休憩時間を除いて1日の所定の勤務時間数を2で除して得た時間数遡った時刻とする。

2 前項の1日の所定勤務時間数を2で除して得た時間数に1時間未満の端数がある場合は、15分以下の端数を15分とし、15分を超え30分以下の端数を30分とし、30分を超え45分以下の端数を45分とし、45分を超えた端数を1時間として取り扱う。

3 後半日の年次有給休暇を取得したときの勤務終了時刻は、始業時刻から休憩時間を除いて1日の所定の勤務時間数を2で除して得た時間数経過した時刻とする。

4 前項の1日の所定の勤務時間数を2で除して得た時間数に1時間未満の端数がある場合は、15分未満の端数を切り捨て、15分以上30分未満の端数を15分とし、15分以上45分未満の端数を30分とし、45分以上の端数を45分として取り扱う。

5 前条にかかわらず、育児短時間勤務をしている者については、1日の所定勤務時間が4時間未満の日にあつては、半日単位の年次有給休暇は取得できない。

(時間単位の年次有給休暇)

第 20 条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は1の年につき5日以内とする。

2 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日分の年次有給休暇に相当する時間数を、8時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用特定職員が年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日分の年次有給休暇に相当する時間数を、1日の所定の勤務時間数(1時間未満の端数がある場合はこれを1時間とする。)とする。

4 前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をしている者が年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を、当該育児短時間勤務の期間中の1日の所定の勤務時間(1時間未満の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。)とする。ただし、1日の所定の勤務時間が日によって異なる勤務となる場合については、1日の年次有給休暇に相当する時間数を、1週間における平均の1日の勤務時間(1時間未満の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。)とする。

5 半日又は1時間を単位とする年次有給休暇は、1日につき双方を合わせて2回までとする。

(年次有給休暇の手続き)

第 21 条 特定職員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ上司に申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

(年次有給休暇の時季変更権)

第 22 条 年次有給休暇は、特定職員の請求する時季にこれを与えるものとする。ただし、このため、業務の正常な運営に支障がでると認める場合においては、他の時季に与えることがあるものとする。

(年次有給休暇の時季指定)

第 23 条 第 17 条の規定により付与された年次有給休暇が 10 日以上である場合には、前条の規定にかかわらず、付与日から 1 年以内に、教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して当該休暇を取得させることができる。

2 前項の規定により時季を指定して取得させることができる日数は、5 日とする。ただし、前条の規定により教職員が請求して年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。

(年次有給休暇の繰り越し)

第 24 条 1 の年度の末日までに取得されなかった年次有給休暇は、当該年度に新たに付与された年次有給休暇（本条の規定により繰り越されたものを含めない。）の日数を上限とし、翌年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 25 条 次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の有給の特別休暇を与える。ただし、(旧) 給与規程において、休暇の一部を無給とする定めのある場合はこの限りでない。

- (1) 特定職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症予防法」という。）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間
- (2) 特定職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間
- (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により特定職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7 日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
- (4) その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間
- (5) 風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める時間
- (6) 特定職員が選挙権その他公民としての権利（次項第 1 号に定める場合を除く。）を行使する場合 必要と認められる期間又は時間
- (7) 特定職員が国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署に裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての職務その他公の職務に従事する場合（次項第 2 号に定める場合を除く。） 当該業務に従事する期間又は時間
- (8) 特定職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該特定職員が請求した期間
- (9) 妊娠中の特定職員が保健指導又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査をいう。以下同じ。）を受ける場合 別表第 4 に掲げる回数の保健指導又は健康審査（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、

- その指示するところの保健指導又は健康審査)を受けるのに必要な時間
- (10) 妊娠中の特定職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、当該混雑を避ける場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
 - (11) 妊娠中の特定職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難である場合 1回の妊娠につき2週間を超えない範囲内で必要と認める期間
 - (12) 分べんする特定職員が分べん予定日(早産又は死産の場合で、医師等の診断書等により分べんの日が明らかな場合にあつては当該分べんの日)以前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内の期間について申し出た場合 分べんの日までの申し出た期間
 - (13) 特定職員が分べんした場合 分べんの日の翌日から、前号に掲げる休暇の取得の開始日(前号に掲げる休暇を取得していない場合にあつては、分べんの日の翌日)から計算して16週間(多胎妊娠の場合にあつては、24週間)を経過する日までの期間。ただし、当該期間が、分べんの日から計算して8週間を下回る場合は、8週間(分べんの日から6週間を経過した特定職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除く。)とする。
 - (14) 産後1年以内の特定職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 医師又は助産師が指示する保健指導又は健康審査を受けるのに必要な時間
 - (15) 特定職員が生後満1年6月に達しない子(特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。第21号において同じ。)を育てる場合 1日2回あわせて90分を超えない範囲内で必要と認められる期間
 - (16) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子及び特別養子縁組の監護期間中の子等を含む。)を養育する特定職員がその子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(その養育する中学校就学の始期に達しない子が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間
 - (17) 育児介護休業規程第16条第2項に規定する要介護状態にある家族(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の世話(要介護者の介護、通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者に必要な世話をいう。)を行う特定職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間
 - (18) 特定職員が結婚する場合 入籍の日又は挙式の日(その他一般に婚姻が認知される日を含む。)の1週間前の日から6月を経過する日までの間につき6日
 - (19) 忌引の場合 別表第5に定める期間

- (20) 特定職員の配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合
配偶者の分べんに係る入院等の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの期間
につき3日
- (21) 配偶者が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校の始期に達す
るまでの子を養育する特定職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であ
ると認められる場合 産前産後の期間における16週（多胎妊娠の場合にあつては24
週間）につき5日を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (22) 特定職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対す
る支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認めら
れる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と
認める期間又は時間
- (23) 特定職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に
対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者
に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務し
ないことがやむを得ない認められる場合 必要と認められる期間
- (24) 感染症予防法第18条に基づく就業制限の対象となった場合、検疫法（昭和26年
法律第201号）第16条に基づく停留の対象となった場合その他法令に基づく国等から
の外出自粛等の協力要請を受けた場合 必要と認める期間又は時間
- (25) 特定職員就業規則第48条第1号の規定に基づき就業を禁止された場合 必要と認
める期間又は時間
- (26) 特定職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤
務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間におい
て5日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (27) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場
合 必要と認める期間又は時間
- 2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の無給の
特別休暇を与える。
- (1) 衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「公職」
という。）の選挙に立候補する場合 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条か
ら第86条の4の規定による立候補等の届出の日から選挙の期日まで
- (2) 前号に定める公職に従事する場合 必要と認められる期間
- (3) その他理事長が休暇を付与することがやむを得ない特別の事由があると認める場
合 必要と認める期間又は時間

（特別休暇の単位）

第26条 前条第1項第16号、第17号、第20号及び第21号の特別休暇の取得単位は、1
日又は1時間とする。

2 第 20 条第 2 項から第 4 項の規定は、1 時間を単位とする特別休暇について準用する。

(特別休暇と 1 時間単位の年次有給休暇等の併用の制限)

第 27 条 第 25 条第 1 項第 10 号の特別休暇は、半日又は 1 時間を単位とする年次有給休暇を取得する場合において、それに引き続いて取得することができない。

2 1 時間を単位とする特別休暇と半日又は 1 時間を単位とする年次有給休暇を同一日に取得する場合においては、特別休暇と年次有給休暇を合わせて 3 回以内までとする。

(育児短時間勤務をしている者の特別休暇の取扱い)

第 28 条 育児短時間勤務をしている者は、当該育児短時間勤務の期間中の 1 日の所定の勤務時間が通常の特定制員よりも短い日において、第 25 条第 1 項第 10 号の特別休暇を取得することができない。

2 育児短時間勤務をしている者が、当該育児短時間勤務の期間中の 1 日の所定の勤務時間が 3 時間 55 分となる日の第 25 条第 1 項第 15 号の特別休暇を取得する場合は、1 日 1 回 45 分を超えない範囲内に限るものとする。

(特別休暇の手続き)

第 29 条 特別休暇を受けようとする特定制員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

(病気休暇)

第 30 条 特定制員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の単位は 1 日とする。

(病気休暇の手続き)

第 31 条 病気休暇を受けようとする特定制員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

2 前項の請求にあたっては、病気休暇の期間に応じて次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 負傷又は疾病による休暇が連続して 7 日以上に及ぶとき 期間を明記した医師の診断書

(2) 前号に定めるとき以外るとき 医師の診断を受けた事実が証明できる書類又はその写し

3 前項の規定にかかわらず、上司が求めるときは、診断書その他負傷又は疾病の状況を証明できる書類を提出しなければならない。

第 7 章 母性健康管理

(妊産婦である特定制員の就業制限等)

第 32 条 妊娠中の特定職員及び産後 1 年を経過しない特定職員（以下「妊産婦である特定職員」という。）には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

2 第 10 条の定めによって勤務時間又は休日を割り振られた妊産婦である特定職員が請求した場合には、1 日について 8 時間、1 週間について 40 時間を超えて勤務させない。

3 妊産婦である特定職員が請求した場合には、所定の時間を超える勤務及び休日の勤務をさせない。

4 妊産婦である特定職員が請求した場合には、深夜における業務には従事させない。

（妊産婦である特定職員の業務軽減等）

第 33 条 妊産婦である特定職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

（妊娠中の特定職員の勤務時間の変更等）

第 34 条 妊娠中の特定職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは当該特定職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（年次有給休暇の繰り越し）

2 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪府立大学又は合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、平成 31 年 4 月 1 日において大阪市立大学特定職員就業規則の定めによる特定職員となった者について、平成 31 年 3 月 31 日の属する一の年度の末日までに取得されなかった年次有給休暇は、当該年度に新たに付与された年次有給休暇の日数を上限とし、平成 31 年 4 月 1 日の属する一の年度に繰り越すものとする。

（パートタイム再雇用特定職員の適用）

3 パートタイム再雇用特定職員について、次の表に定めるとおり、この規程の一部は、取扱い欄のとおり取り扱う。

該当条項	取扱い
第 7 条及び第 8 条	短時間勤務時間等規程第 7 条及び第 9 条の規定を適用する。
第 15 条	短時間勤務時間等規程第 18 条の規定を適用する。
第 17 条から第 24 条まで	短時間勤務時間等規程第 20 条から第 27 条までの規定を適用する。
第 25 条から第 27 条まで	短時間勤務時間等規程第 28 条から第 30 条までの規定を適用する。

附 則（令和 2. 3. 31 規程 56）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正前の大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の次の表の改正前の規程欄に掲げる規定により特別休暇を与えられた日数又は時間数は、それぞれ同表の改正後の規程欄に掲げるこの規程による改正後の大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により与えられた特別休暇の内数とする。

改正前の規程	改正後の規程
改正前の規程第 25 条第 1 項第 10 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 19 号
改正前の規程第 25 条第 2 項第 3 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 11 号
改正前の規程第 25 条第 2 項第 4 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 12 号
改正前の規程第 25 条第 2 項第 5 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 13 号
改正前の規程第 25 条第 2 項第 8 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 18 号
改正前の規程第 25 条第 2 項第 9 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 20 号
改正前の規程第 25 条第 2 項第 10 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 21 号
改正前の規程第 25 条第 2 項第 11 号	改正後の規程第 25 条第 1 項第 22 号

附 則（令和 3. 3. 31 規程 50）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 5. 31 規程 124）

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 8. 31 規程 234）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1

部署	職種	勤務区分	勤務時間		休憩時間	休日	各勤務の割振の基本的な考え方
			始業	終業	(開始)(終了)		
教育推進課 文化交流センター・都市経営研究科・創造都市研究科担当（梅田サテライト）	事務職員		13:30	～ 22:00	45 分(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	

別表第2

ア) 私市地区事業場

部署	職種	勤務時間		休憩時間		休日
		始業	終業	(開始)	(終了)	
大阪市立大学附属植物園	事務職員	9:00	17:30	12:00	12:45	1週につき1日の休日、4週につき4日の休日及び祝日、年末年始相当分

イ) 阿倍野地区事業場

部署	職種	勤務区分	勤務時間		休憩時間		休日	各勤務の割振の基本的な考え方
			始業	終業	(開始)	(終了)		
MedCity21 運営課	事務職員 病院事務職員	A	8:00	16:30	45分(適宜)		1週につき1日の休日、4週につき4日の休日及び祝日、年末年始相当分	概ねB勤：C勤が1：1の割合
		B	8:15	16:45	45分(適宜)			
		C	8:30	17:00	45分(適宜)			

別表第3

新たに特定職員となった日の属する月	日数
4月	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日

別表第4

妊娠週数	回数
妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回
妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回

別表第5

死亡した者	期間	
	血族	姻族
配偶者	10 日	
父母	8 日	3 日
子	8 日	3 日
祖父母、曾祖父母	3 日	1 日
孫、曾孫	1 日	—
兄弟姉妹	3 日	1 日
伯叔父母	1 日	1 日
甥、姪、いとこ	1 日	—